

広 情 審 第 19 号
平成 18 年 8 月 1 日

広島市教育委員会 様

広島市情報公開審査会
会長 佐 伯 祐 二

公文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成 17 年 11 月 8 日付け広市教学保第 612 号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第 32 号関係）

答 申 書

平成17年11月8日付け広市教学保第612号で諮問のあった事案（諮問第32号で受理）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関の決定のうち、次に掲げる部分については、これを取り消した上、(1)から(7)については開示し、(8)については改めて開示又は部分開示の決定をするべきです。

- (1) ○○○学校の不開示部分
- (2) ○○○学校に係る次の部分
 - ア 「5年心と体の学習」と題する文書の不開示部分
 - イ 「保健「思春期の心」と題する文書の不開示部分のうち、アンケートに児童が書いた内容自体を記載した部分以外の部分
- (3) ○○○学校の不開示部分のうち、特定の個人の愛称及び特定の集団の名称以外の部分
- (4) ○○○学校に係る、2005年2月3日2校時の学習指導案「5 単元について」本文のうち、第2文の中段及び後段の部分
- (5) ○○○学校の不開示部分
- (6) ○○○学校に係る、平成16年11月6日2校時の性教育指導案のうち、次の部分
 - ア 「3 題材について」第3文の不開示部分のうち、冒頭の3文字以外の部分
 - イ 「5 学習の展開」の学習活動欄の不開示部分のうち、特定の個人のイニシャル以外の部分
- (7) ○○○学校に係る、平成17年3月1日（3月2日）5校時の性教育の取り組み「3 題材設定の理由」本文の不開示部分のうち、次の部分
 - ア 第1文の冒頭の9文字以外の部分
 - イ 第2文の冒頭の5文字以外の部分
 - ウ 第3文の冒頭の3文字及び冒頭から数えて10文字目から14文字目まで以外の部分
- (8) 開示請求の対象情報ではないことを理由として不開示決定をした部分

2 異議申立ての趣旨

平成17年7月26日付け異議申立ての趣旨は、異議申立人（以下「申立人」という。）が同年4月14日付けで行った、「幼稚園、小学校、中学校、養護学校において、平成16年度に「保健体育」、「総合」、「家庭科」その他の教科において実施した性教育に関する授業に係る、①年間指導計画（実施月が分かるもの）、②指導案、③教材（配布プリント、ワークシートその他）。ただし、〇〇〇学校、〇〇〇学校、〇〇〇学校を除く。」との開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、広島市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成17年5月27日付け広市教学保第299号で行った部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）の取消しを求めるというものです。

3 申立人の主張の要旨

異議申立書及び意見書並びに口頭意見陳述での申立人の主張を要約すると、おおむね次のとおりです。

- (1) 実施機関は、個人に係る記述で、個人が特定される部分を不開示としていますが、個人に係る部分が不明確であり、また、個人に係る記述がある文書の件名が明らかにされていません。
- (2) 開示請求をした公文書が開示されていない学校があるので、早急に開示するべきです。また、仮にこれらの公文書が存在しないのであれば、その理由等を本件部分開示決定に記載し、関係各学校長名による公文書で早急に開示するべきです。

4 実施機関の主張の要旨

判断説明書及び口頭意見陳述での実施機関の主張を要約すると、おおむね次のとおりです。

- (1) 個人に係る記述で広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）第7条第1号に該当し不開示とした部分は黒塗りしており、また、白抜きの部分は、開示請求の対象となっていない部分であるから、個人に係る部分は明確です。
- (2) 本件開示請求は学校ごとに行われたものではないため、対象となる文書が不存在の学校について本件部分開示決定にはその旨の記述がないものです。
- (3) 条例は、現に存在する公文書の開示について定められたものであり、開示を求めた文書が不存在である場合に、その根拠と理由を明らかにし、関係各学校長名による公文書での開示を求める権利は、条例上、認められていません。

5 審査会の判断理由

当審査会としては、条例の規定に即して検討した結果、以下のとおり判断します。

(1) 条例第7条第1号の該当性

ア 条例第7条第1号本文の該当性

条例第7条は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合を除き、当該公文書を開示しなければならないと規定し、同条第1号において、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定しています。

イ 不開示部分のある学校

本件開示請求の対象となった文書のうち、個人情報であることを理由として不開示決定を行った学校は、別表1に記載したとおりです。そこで、以下、これらの学校ごとに不開示部分の適否について判断します。

ウ ○○○学校について

審査会において見分し、調査したところ、○○○学校の不開示部分には、文部科学省の職員の氏名、広島県教育委員会の職員の氏名が記録されていることが認められます。これらはいずれも特定の個人を識別できますから、個人情報に該当します。

ところで、条例第7条第1号イは、同号本文にいう個人に関する情報であっても、公にすることについて、本人が同意していると認められる情報については開示することとしていますので、次に、この点について検討します。

条例第7条第1号イに該当する情報には、従来から公表されており、今後とも公にしないこととする理由のない情報が含まれます。文部科学省の職員の氏名及び広島県教育委員会の職員の氏名は、一般に職員録等により公表されている情報であり、本件においては職務として行われていることが認められます。また、これらの情報は、今後とも公にしないこととする理由も認められないため、条例第7条第1号イに該当し、したがって、これらの情報は開示すべきです。

エ ○○○学校について

審査会において見分したところ、特定の個人までは識別できる情報は記録されていませんが、児童自身の感想が記録されている部分があり、これらは、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められます

ので、条例第7条第1号に該当します。しかしながら、児童の感想以外の部分については、個人の権利利益を害するおそれがある情報とは認められませんので、開示すべきです。

オ ○○○学校について

審査会において見分したところ、○○○学校の不開示部分には、特定の個人の愛称及びその個人との身分関係を示す情報並びにある特定の集団に関する情報が記録されています。これらの情報のうち、特定の個人の愛称を示す情報及び特定の集団に関する情報については、これらを開示すると、既の開示している学校名やその集団の名称等から、特定の個人を識別できますので、条例第7条第1号に該当します。しかしながら、個人との身分関係を示す情報については、これを開示しても特定の個人を識別することはできませんので、条例第7条第1号に該当しません。

カ ○○○学校について

審査会において見分したところ、○○○学校の不開示部分には、特定の集団に関する情報及び特定の個人の私的な事項に関する情報が記録されていることが認められます。これらのうち、特定の集団に関する情報については、これらを開示すると、既の開示している学校名やその集団の名称等から、特定の個人を識別できますので、条例第7条第1号に該当します。しかしながら、これらの情報以外の部分については、これを開示しても特定の個人を識別することはできませんので、条例第7条第1号に該当しません。

キ ○○○学校について

審査会において見分したところ、○○○学校の不開示部分には、助産師の氏名が記録されていることが認められます。条例第7条第1号は、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」を個人に関する情報から除いていますから、助産師の氏名は、条例第7条第1号には該当しません。

ク ○○○学校について

審査会において見分したところ、○○○学校の不開示部分には、特定の個人のイニシャル、その個人との身分関係を示す情報及びその個人の私的な事項に関する情報並びにある特定の集団に関する情報等が記録されています。これらの情報のうち、特定の個人のイニシャルを示す情報及び特定の集団に関する情報については、これらを開示すると、既の開示している学校名やその集団の名称等から、特定の個人を識別できますので、条例第7条第1号に該当します。しかしながら、これらの情報以外の部分については、これを開示しても特定の個人を識別することはできませんので、条例第7条第1号に該当しません。

ケ ○○○学校について

審査会において見分したところ、〇〇〇学校の不開示部分には、特定の集団に関する情報及び性教育に係る題材設定の理由が記録されていることが認められます。これらのうち、特定の集団に関する情報については、これらを開示すると、既の開示している学校名やその集団の名称等から、特定の個人を識別できますので、条例第7条第1号に該当します。しかしながら、これらの情報以外の部分については、これを開示しても特定の個人を識別することはできませんので、条例第7条第1号に該当しません。

コ その他の各〇学校及び〇〇〇学校について

審査会において見分したところ、これらの各学校の不開示部分には、ある特定の集団に関する情報が記録されており、これらを開示すると、その集団の名称及び既の開示している学校名等から、特定の個人が識別できますので、これらの情報もまた、条例第7条第1号に該当します。

(2) 文書が不存在である学校について

ア 本件開示請求に対して該当文書が存在しないとされた小・中学校は、別表2のとおり14校ありますので、この点について検討します。

イ 審査会において見分し、調査したところ、実施機関は、本件開示請求を受けて、平成17年4月18日付けで「性教育に関する資料の提出について（依頼）」と題する文書で、各小・中学校長、広島養護学校長及び各幼稚園長宛てに該当文書の提出を依頼していること、申立人の依頼をきっかけとして、当初の依頼で文書の提出がなかった別表2の14校に対して同年5月30日付けで「性教育に関する資料の確認について（依頼）」と題する文書で、確認を行っており、14校全校から、文書が存在しないとの回答を得ていることが認められます。

ウ また、当審査会で調査したところ、文部科学省の平成17年12月22日付け「義務教育諸学校における性教育の実態調査」の結果によれば、性教育に関する年間指導計画を作成していると回答した学校は66.8%でした。

エ 以上のことから、別表2の小・中学校にこれらの文書が存在しないとの実施機関の主張に特段不合理な点は認められません。

なお、一般に、開示請求をしようとする者は、必ずしも実施機関の保有する公文書の存在に詳しいとは限りませんので、本件開示請求のように、開示請求書の記載内容等から客観的に判断すれば、不存在の決定を行うまでには至らない場合であっても、文書が存在しない場合はその旨を請求者に説明するなど、請求者の立場に立った対応が必要であると考えられます。

(3) 開示請求の対象について

ア 条例の規定によれば、条例に基づく開示請求の対象は、「情報」ではなく、「公文

書」であり、このことは、開示請求者が、開示請求を行うに当たり、記録されている情報の面から開示を請求する文書を特定した場合であっても、異なるものではありません（最高裁平成17年6月14日判決参照）。

イ これを本件についてみると、本件開示請求は、情報単位で特定されたものではなく、文書単位で請求されていることが認められ、一方、審査会が見分し、調査したところによると、実施機関は、同一文書内の情報について、開示請求の対象情報ではないことを理由として、不開示決定をした部分のあることが認められます。

ウ したがって、開示請求の対象情報ではないことを理由として、不開示決定をした部分については、これを取り消し、改めて開示又は部分開示の決定をするべきです。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断するものです。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりです。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処理内容
17. 11. 8	広市教学保第612号の諮問を受理（諮問第32号で受理）
17. 11. 30 （第1回審査会）	審議（事案の概要説明）
18. 1. 4 （第2回審査会）	審議（実施機関の口頭意見陳述）
18. 2. 16 （第3回審査会）	審議（異議申立人の口頭意見陳述）
18. 4. 19 （第4回審査会）	審議
18. 5. 31 （第5回審査会）	審議
18. 7. 11 （第6回審査会）	審議

参 考

広島市情報公開審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名
金 谷 圭 子	弁護士
佐 伯 祐 二 (会 長)	広島大学大学院法務研究科教授
鈴 木 正 彦	広島修道大学法学部助教授
増 田 泉 子	中国新聞社論説委員
若 尾 典 子	県立広島大学保健福祉学部教授